# 習志野原の変遷3

平成24年6月3日（日）

## 第2回目

# 『軍馬と習志野原』

## ～日露戦争頃の千葉県～

講師：上田 浄

千葉県高等学校教育研究会歴史部会事務局長
千葉県立生浜高等学校教諭

●馬を駆る役人

「逝きし世の面影」 P493

渡辺京二・平凡社ライブラリー2005年

船橋市習志野台公民館

## 陸軍等を中心とした馬匹関係施策略年表（日露戦争前後まで）

| 年　号 | 馬匹関係施策 | 政治・経済 |
|---|---|---|
| １８６８<br>(明治元) | 大総督府の下に大総督府厩設置される。 | 明治維新 |
| １８７４<br>(明治７) | 軍馬局条例発布。東京に第１厩、仙台に第２厩設置。 | 台湾出兵 |
| １８８６<br>(明治19) | 陸軍省騎兵局設置。軍馬局条例の廃止。 | 第１回条約改正会議 |
| １８８９<br>(明治22) | 農業組合規約準則公布。農業組合の実行事項中に牛馬耕の実施、家畜の去勢等が示される。 | 大日本帝国憲法発布 |
| １８９４<br>(明治27) | 日清戦争において国内１４万７千１４９頭を検査。<br>３万５千３２頭を徴発する。翌年、藤波言忠子爵『馬匹改良意見書』を契機とした馬匹調査会が発足。 | |
| １８９６<br>(明治29) | 種馬牧場及び種馬所官制発布。以後、種馬牧場が東北・九州地方の各県を中心に設置されていく。 | 台湾総督府条例公布 |
| １８９７<br>(明治30) | 種牡馬検査法公布。全国一律の検査基準を確立。産牛馬組合の設置促進。 | 貨幣法公布・施行 |
| １８９９<br>(明治32) | 義和団事件に対する陸軍派遣決定（北清事変）。列国の日本軍馬評は「馬のような格好をした猛獣を使用」とのこと。 | 文官任用令改正 |
| １９０１<br>(明治34) | 去勢法発布。３歳以上１５歳未満の牡馬は去勢を実施。例外規程あり。官民双方に準備期間が必要なため、実行は民間の畜産家に委ねられた。 | 八幡製鉄所操業を開始 |
| １９０２<br>(明治35) | 馬匹去勢術練習生規則公布。４月より第１期生練習開始。毎年２０名あまりが合格。１０年後の修業者累計は２３９名。 | 第１次日英同盟協約 |
| １９０４<br>(明治37) | 日露戦争において国内２７万５千２６５頭を検査。<br>８万９千８００頭を徴発する。 | |
| １９０６<br>(明治39) | 馬政局官制公布。内閣総理大臣の下に馬政局設置。全国を６区の馬政管区に分ける。（千葉県は第３管区）<br>第１次馬政計画（期間３０年）の開始。 | 鉄道国有法公布 |

「幕末の馬子と馬。これが和種の典型。体高は大人の肩くらい（120～130cm）

富国強馬」P 34　渡辺京二・平凡社ライブラリー2005年

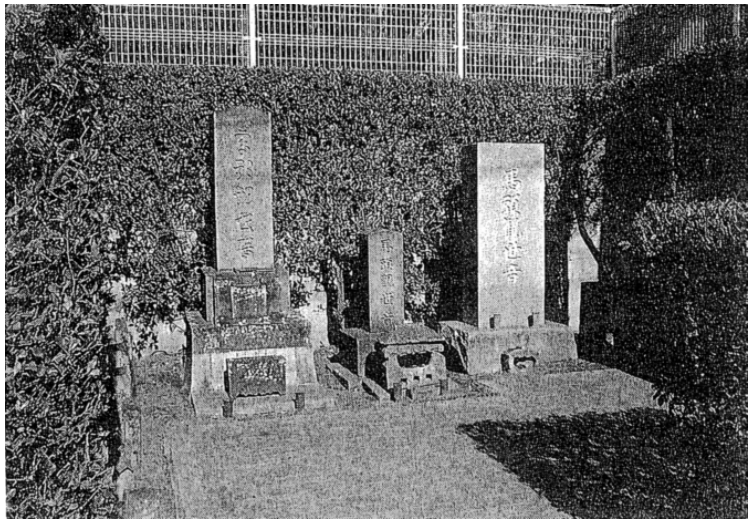

中山競馬場裏の馬頭観音群

## 主要参考文献一覧


『日露戦争の軍事史的研究』　大江志乃夫　岩波書店　１９７６年

『陸軍政史』第1、2、6巻　陸軍省・大江志乃夫監修　湘南堂書店　１９８３年

『富国強馬』　武市銀治郎　講談社選書メチエ　１９９９年

『庶民のみた日清・日露戦争』　大濱徹也　刀水書房　２００３年

『村と戦争』　黒田俊雄編　桂書房　１９８８年

『千葉県の歴史・通史編　近現代1』　千葉県　２００２年

『千葉県畜産発達史』　同編さん会　１９８９年

『千葉県畜産センター史』　千葉県畜産センター　１９７９年

『町と村調査研究・第４号』　県立房総のむら　２００２年

『図説日本の馬と人の生活誌』有馬洋太郎　他　原書房　１９９３年

『日本地域社会の歴史と民俗』有馬洋太郎　他　雄山閣　２００３年

「近世中期から明治初期における上総地方の犂と犂耕」　有馬洋太郎　『農業史研究』第３６号所収　２００２年

「近代馬匹改良政策と馬産地域の対応～青森県上北郡を中心に～」　大瀧真俊　『農業史研究』第３７号所収　２００３年

『芝山町史　資料集４　近現代編』　同町史編さん委員会　２００１年

『夷隅町史　資料集』　同町史編さん委員会　２００２年

『山武郡郷土誌』　同郡教育会　１９１６年

『千葉県海上郡誌』同郡教育会　１９１７年

『千葉県香取郡誌』同郡役所　１９２１年

『千葉県安房郡誌』同郡教育会　１９２６年

『千葉県千葉郡誌』同郡教育会　１９２６年

# 資料1

「明治三十七年旧暦正月　随感漫筆（抄）　小川宇平」

「（第一回馬匹徴発）」

二月廿一日　曇天　小川丑之助氏召集ノ令ニ本朝接シタルヲ聞キ、非常幹事平山多亮氏ト共ニ訪問シ、種々送別ノ順序ヲ為シ居リシニ、突然馬匹徴発ノ令ニ接シタリ（中略）余ノ家及実川伊三郎氏・小金藤城家ノ馬三頭ハ翌日ノ午前十時ノ検査トノ令ニ依リ、臼井飯田大吉氏方ニ一泊ヲ乞フノ手筈ヲナセシニ、小金藤城氏ハ近隣ノ同行者ノ義ヲ欠クトニ依リ先進セラレ、余ト実川ノ雇人野平小川松之丞氏ト共ニ、泊宿ヲ乞フコトヽナリヌ、周到便宜ナル待遇ヲ受ケ誠ニ好都合ナリキ

同月廿二日　雨天　午前五時臼井飯田氏方ヲ発ス、同九時習志野ニ着ス、広漠タル曠野幾千ノ人トヲ以テ満タサレ、馬ノ嘶ク声引キモ切レズ、各郡町村ノ徴発馬ノ集合印ヲ表記セラル旗号ハ、飜々風ニ靡キ陸軍々人ノ所在ニ活歩シテ徴発事務ヲ管理スル等誠ニ勇マシク、戦時ノ状以テ国民ノ心肝ニ徴ス（中略）余等三名分ハ不幸ニシテ乗馬組最タル徴発ノ区分ニ於テ、受検セル為メ応徴スル能ハザリキ、本村内ヲ通シ此内ニテ受検セル者十頭ノ内、僅カニ合格セルモノ一頭ナリキ（中略）雨ヲ犯カシテ帰途ニ就ク、臼井ニ至リテ全ク咫尺ヲ弁セサル暗夜トナル、夫レヨリ勇ヲ鼓シテ極力帰郷ノ念ヲ以テ馬ヲ御ス、（中略）幸ヒ無事ニ佐倉ニ達ス（中略）夫レヨリ蕎麦ヲ喫シ提灯ヲ求メテ行ク、七栄ヨリ郷里迄ノ間ハ道路大雨ノ為メ川ノ如ク、車輪ノ跡ニ馬足ヲ誤ラバ脛ヲ没スルニ至リ、大ニ困難セシモ幸ヒニ無事夜老時帰宅シタリ

同月廿三日　曇天　数日間ノ疲労ニテ休ス、直チニ平山家ニ馬匹ノ応徴ノ事ヲ通シ、且ツ臼井飯田氏方ニ謝状ヲ認メ送付シタリ、（中略）

「（第弐回馬匹徴発）」

四月一日　雨晴　午前ハ大雨ナル為メ製薬ニ着手ス、然ルニ突然馬匹徴発ノ令状ニ接セシヲ以テ、直チニ諸般ノ準備ヲナス、時ニ午前九時郷友ト共ニ発足セシトキハ午前十一時、漸々降雨止ミ晴レ渡リ午後三時頃ニ至リテハ全ク快晴トナレリ、習志野着午後七時乃チ千代田村屯所ヲ捜索シテ野営ヲ張ル、先ツ山田区員九名相謀リ槙木ヲ買ヘ来リ、之ヲ焼キ以テ夜ヲ徹ス、今回ハ第一回ノ時ト異リ天気快晴、四方ヨリ群集セル飲食物ヲ商フ男女六人モ来リテ、徴発者ノ便ヲ与ヘラレタルヲ以テ、更ニ不自由モナカリシ、翌日東方白クト共ニ万馬ノ嘶ク声、耳ヲ聾スルバカリナリキ、　検査ハ開始セラル、本村ノ検査ハ第一検査所ノ最終ノ組トナリタルヲ以テ、午後三時頃ニ及ヒタリ、当区ニ於テ今回ハ合格馬一頭モナシ、（中略）

「（第三回馬匹徴発）」

十月八日　曇雨　小金藤城氏ニテ馬匹徴発ニ罹リ、当区ノ各氏ヨリ乗馬ナルヲ以テ一日早キ為メ、単独ナル為メ余ハ長四郎ニ同道シテ検査所ニ行ク、細雨降リ北風吹キ大ニ気遣ヘタリシモ、幸ヒニ大風雨トナラズ大和田ニ至リ、本田芳氏（トノ）馬夫朝倉政吉ト共ニ井戸屋ニ泊ス、同夜ノ雨ヲ憂ヘ（厩）ヲ求メシニ小屋ニ入ルヽヲ得タリシヲ以テ、同夜ハ安眠スルコトヲ得タリ、本日金之助ハ稲ヲ入レタリ

同月九日　天気快晴　大和田井戸屋ヲ午前五時発足、習志野着同六時、（中略）千代田ノ検査ハ六頭ニテ午前十一時終ハリタリ、小金ノ馬独リ合格シテ乗馬一百六円ノ価格ヲ得タリ、直チニ合格厩ニ入レ之ヲ監シ居ルコトヽナリタリ、午後四時頃迄長太郎ト共ニ歩

兵ノ調練ヲ見タリ、午後五時馬ニ糧食ヲ与ヘ夜ハ之ヲ互ニ見張リシタリ、同夜ハ快晴寒威甚シキ為メ大ニ困難シタリ、薪炭ヲ焚クヲ得ス、寝所ニ入ルモ担側ニテ一枚ノ着スルモノナク、寒ノ着衣ノ儘ナリ、為メニ手足ハ凍ヘテ眠ラント欲スル（モノ）眠ルヲ得ズ、已ムナク各所ヲ彷徨シテ夜ヲ徹シタリ、（中　略）

同月十日　天気快晴　長太郎ハ合格馬ヲ鴻ノ台ニ送ルコトヽナリ、午前六時出発セラル、（中　略）午前十一時本村検査トナリ、余ノ馬ハ挽馬ニテ八十円ノ価格ヲ以テ合格シタリ（中　略）

同月十一日　天気快晴　午前四時ニ口取人ハ集合シテ弁当及馬糧ヲ受取リ、同六時発足ス馬列ノ一定セザリシ為メ常ニ足並不正ニシテ、時々駆ケ足計リナサヾルヲ得ズ、為ニ大ニ困難シタリ、午後前十一時鴻ノ台ニ着馬ヲ渡シ同受渡シハ価格ノ一定スル様、八十円台・七十円台ト区別スルガ如シ、附属品ハ引渡（厩）ニ引キ込ミノ後返サル、午後二時鴻ノ台連隊区ニテ旅費ヲ下附セラル、同金壱円五十七銭、則チ千代田村ノ諸氏ト共ニ市川ヨリ汽車ニ乗シ、午後五時成田ニ着ス、依テ成田ニテ夕飯ヲ喫シ共ニ帰ル、自宅ニ着セシトキハ夜十時頃ナリキ、（中　略）

同月十七日　天気快晴　小金藤城氏ト共ニ午前三時出発、東金郡役所ヘ馬匹代金ヲ受取リニ行ク、午前七時二十分到着後一時間許リ待チテ、代金ハ直チニ受取ルヲ得テ帰途ニ就ク、成東ニテ中飯ヲ喫ス、笹川平三氏モ同行トナリタリ、午後四時半帰宅ス、本日ふじ・まさ稲ヲ扱フ（以　下　略）

出典『芝山町史　資料集4　近現代編』千葉県山武郡芝山町町史編さん委員会　二〇〇一年　二一九～二二五頁